

令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業 業務委託基本仕様書

1 事業の目的

本県の障がい者就労事業所（以下「事業所」という。）製品の販売会を開催するとともに、障がい者への理解を深めるイベント等を行うことにより、事業所の売上増による障がい者の工賃向上と障がい者への理解の促進を図る。

2 事業による支援対象者

県内の就労継続支援B型事業所（174か所）※令和5年12月1日現在

3 日時・実施回数

令和6年12月1日（日）までにイベント等を2回実施（各2日間）

4 会場

来場者（学生を含む。）の利便性を確保するため、山形駅周辺の施設を活用した提案とすること。

屋内、屋外の別は指定しないが、屋外の場合は雨天時の対策を提案に含めること。

5 事業の委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和7年1月31日までとする。

6 事業の内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や進め方等について積極的に提案・実施すること。業務の遂行にあたっては、事業所から販売会への参加手数料を徴収しないこと。また、感染症対策を行うこと。

(1) 広報・PR

ア ポスター、チラシの作成、配布

イ その他、効果的な広報計画を作成し、実施すること。

(2) 会場設営及び撤去

ア 事業所製品販売会の実施

・約15事業所の販売ブースを設置すること。

・事業所に配布する参加申込書は、受託者が作成する。事業所への周知は県が行う。

・事業所の参加申込は、受託者が受け付けるものとする。参加申込にあたっては、販売会に参加する職員の人数、利用者の人数及び取扱商品の内容を確認、調整すること。

・取扱商品が食品の場合、衛生管理を行うこと。特に、要冷蔵食品の取扱いに注意すること。（要冷蔵食品は取り扱わないことも可能。）

・飲食スペースを設ける場合は、ごみ箱を設置し、ごみの収集及び処理を行うこと。

イ 集客のためのイベントの実施

・事業所製品の販売会の集客につながるイベントを実施すること。

ウ 会場レイアウト図等の作成

上記ア、イの内容を踏まえ、会場のレイアウト図を作成すること。

7 委託業務の対象経費

6に定める業務を履行するために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認められない。

- (1) ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）
- (2) パソコン、OA機器、電話機等(ソフトウェアを含む。)の5万円以上の物品の購入経費

8 成果品の提出

- (1) 6に定める業務の履行について、業務完了報告書を作成し提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、販売会及びイベントの写真を添付すること。また、来場者数を記載すること。

9 委託業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 受託者は契約に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 受託者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (5) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (6) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に委託者に協議し、承認を得なければならない。
- (7) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (8) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (9) 実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。